

法規

1. 船舶局を開設しようとする者は、総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。）の免許を受けなければならない。
2. 無線設備の設置を義務づけられていない漁船の船舶局の免許の有効期間は、免許の日から5年である。
3. 電波の質とは、電波の型式、周波数及び空中線電力をいう。
4. 第三級海上特殊無線技士の資格を有する者は、船舶局の空中線電力1ワットの無線電話でA3E電波27,524キロヘルツを使用するものの国内通信のための通信操作を行うことができる。
5. 無線従事者は、その業務に従事していないときでも常に免許証を携帯していなければならない。
6. 第三級海上特殊無線技士の資格を有する者は、船舶局の空中線電力10キロワットのレーダーの技術操作を行うことができる。
7. 電波法では、無線通信の秘密の保護については、「何人も法律に別段の定めがある場合を除くほか、特定の相手方に対して行われる無線通信を傍受してその存在若しくは内容を漏らし、又はこれを窃用してはならない。」と規定している。
8. 船舶局は、相手局を呼び出そうとする場合において、遭難通信等を行うときを除き他の通信に混信を与えるおそれがあるときは、その通信が終了した後でなければ呼出しをしてはならない。
9. 漁船の船舶局は、海岸局に至急漁況を通知する必要があるときは、自局の呼出しが他の既に行われている通信に混信を与える旨の通知を受けても、そのまま呼出しを続けてよい。
10. 船舶局は、自局に対する呼出しであることが確実でない呼出しを受けたときは、その呼出しが回復され、かつ、自局に対する呼出しであることが確実に判明するまで応答してはならない。
11. 船舶局による試験電波の発射は、他の無線局の通信に混信を与えないことを確かめた後でなければ、行ってはならない。
12. A3E電波27,524キロヘルツは、船舶の航行の安全に関し急を要する通信を行う場合に使用することができる。
13. 船舶局は、緊急通信を行っている場合は、自局の付近にある遭難している船舶の遭難通信を受信しても、これに回答しなくてよい。
14. 遭難呼出しを行った船舶局は、できる限り速やかにその遭難呼出しに続いて、遭難通報を送信しなければならない。
15. 漁船の船舶局は、緊急通信が自局に対して行われるものでないときは、その通信に使用されている周波数の電波により、漁業通信を行うことができる。
16. 安全通信は、遭難通信に次いで優先して取り扱わなければならない。
17. 必要のない通信は、これを行ってはならない。また、無線通信は正確に行うものとし、通信上の誤りを知ったときは、直ちに訂正しなければならない。
18. 船舶局が総務大臣から電波の質が総務省令で定めるものに適合しないため、電波の発射の停止を命ぜられたときは、免許人は、その電波の質が総務省令に適合するよう措置すれば直ちに使用することができる。
19. 船舶局が遭難通信を行ったとき、免許人は、所属する海岸局の局長に通知すれば、総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。）に報告しなくてよい。
20. 船舶局には、免許状を備え付けておかななければならない。